

八洲学園大学研究倫理及び研究費の監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下、「本学」という。）における学術研究が、適切に遂行できるよう、研究者の守るべき倫理基準及び研究費の監査に関する事項を定めることにより、本学の研究の質の維持・向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」、「研究者」、「研究費」及び「不正」の定義は、次のとおりとする。

- 一 「研究」とは、本学教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程による個人研究及び本学共同研究規程による共同研究のほか、本学内外の諸機関又は個人とのプロジェクト、各種研究受託等による研究とする。
- 二 「研究者」とは、前号の研究に従事する者のほか、本学の研究活動に従事する者を指すものとする。なお、本学学生がこの規程による研究に関わるときは研究者に準ずる者として扱う。
- 三 「研究費」とは、本学が支給又は支出する個人研究費（研究旅費を含む。）及び共同研究費並びに研究者又は本学が学外から獲得した研究費とする。
- 四 「不正」とは、研究費の不適切な支出をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、研究に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 国際的なルールや規範、わが国の法令等（条約を含む。）並びに学校法人八洲学園（以下、「本学園」という。）及び本学の諸規程等を遵守すること。
- 二 共同研究等におかれる研究責任者は、研究活動及び研究費の取扱いについて指導しなければならない。
- 三 本学の教職員は、不正のおそれがあるとき又は不正があったことを知ったときは、直ちに学長に報告する義務を有するものとする。

(最高管理責任者・統括管理責任者)

第4条 本学の学術研究を適切に行うため、最高管理責任者及び統括管理責任者を置き、本学ホームページにおいて公表する。

- 2 最高管理責任者は、研究倫理の保持及び研究費の管理が適正に行われるよう努めるものとし、学長を以って充てる。学長は、不正又は不正のおそれがあると認定した時は、研究の停止を命ずることができるものとする。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐するものとし、事務局長を以って充て

る。

(内部監査部門)

第5条 本学の事務局総務課に内部監査部門を置き、学長が指名する職員若干名で組織する。

- 2 内部監査部門は、会計書類の監査、購入物品の現物監査、謝金の使途確認等、発注・検収・支払い業務についての確認作業を行う権限及び第1条の目的達成に必要なその他の権限を有するとともに次条の不正防止推進部署へ指導と助言を行う。

(防止計画推進部署)

第6条 本学に不正防止推進部署を置き、その事務は事務局教務課が行う。

- 2 事務局教務課は、前条4項の指導と助言、本学園の経理関係規定及び自らの研鑽により、本学の研究に関わる不正防止に取り組むものとする。

(予備調査)

第7条 学長は、第3条3号の報告を受けて、告発内容の合理性及び可能性等について予備調査を担当する者(以下「担当者」という。)を指名し、その任に当たらせる。

- 2 前項の担当者は、告発内容にしかるべき調査能力を有する者による予備調査委員会を設置し、原則として、告発受理日から30日以内に予備調査を終了し、その結果を学長に報告する。
- 3 予備調査においては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、告発者が悪意に基づく告発を行った疑いがあると予備調査委員会が認める場合には、告発者に対しても、弁明の機会を与えることができる。
- 4 学長は、2項の予備調査の結果を受けて、さらなる調査を行う必要がないと認める場合には、告発者、被告発者及び担当者に通知するものとする。

(本調査の通知・報告)

第8条 学長は、前条2項の報告を受けて、さらなる調査を行う必要があるか否かを決定し、30日以内に調査(以下「本調査」という。)の必要があると認める場合には、本調査を行う委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置し、さらなる調査を行う。

- 2 学長は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。告発者及び被告発者は、本調査の通知を受けた日から起算して14日以内に書面をもって学長に対して本調査委員会の委員について異議申立てをすることができる。
- 3 告発された事案の本調査に当たっては、告発者が了承した場合を除き、本調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように周到に配慮する。

- 4 学長は、本調査を実施することについて、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(本調査委員会)

- 第9条 前条1項に規定する本調査委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。
- 一 告発された事案に係る本調査
 - 二 不正行為が行われたか否かの認定
 - 三 不正行為の認定に対し不服申し立てがされた場合の再調査（以下「再調査」という。）
- 2 本調査委員会は、次に掲げる者をもって構成し、本学に属さない外部有識者を半数以上含むこととする。
- 一 研究倫理教育責任者
 - 二 被告発者の所属する学科等の教員のうちから研究倫理教育責任者が指名する者若干名
 - 三 外部有識者のうちから研究倫理教育責任者が指名する者 若干名
 - 四 弁護士その他研究倫理教育責任者が必要と認めた者
 - 五 学長が指名する者
- 3 前項2号から5号の委員の選出に当たっては、本調査を公平に行うため、調査対象となる事案の利害関係者が委員にならないようにしなければならない。
- 4 本調査委員会に委員長を置き、学長が指名する。
- 5 本調査委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本調査の実施等)

- 第10条 本調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種調査資料の精査及び関係者のヒアリング等により実施する。
- 2 本調査委員会は、本調査の実施に当たり、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 本調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発者、被告発者その他関係者に対し、関係資料の提出等必要な協力を求めることができる。
 - 4 前項の規定により協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、本調査の実施に当たって、誠実に協力しなければならない。
 - 5 本調査委員会は、本調査の実施に当たり、当該研究に関して証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。
 - 6 本調査委員会は、配分機関及び文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を提出する。

(認定)

- 第11条 本調査委員会は、本調査開始後概ね150日以内に、調査内容をまとめるものとする。その際、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定するものとする。
- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、本調査委員会は併せてその旨の認定を行うものとする。
 - 3 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 本調査委員会は、速やかに学長に認定結果を報告するものとする。

(本調査結果の通知及び報告)

- 第12条 学長は、本調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（告発者以外で不正行為に関与したとされた者を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、その機関に対して当該調査結果を通知するものとする。
- 2 学長は、告発の受付から概ね210日以内に本調査結果を配分機関及び文部科学省に提出する。なお、本調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告する。

(不服申立て)

- 第13条 不正行為と認定された被告発者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に書面をもって学長に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。学長は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員の交代もしくは追加、または本調査委員会に代えて他の者に審査させるものとする。ただし、学長が当該不服申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
 - 3 不正行為に関する不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。なお、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきと決定した場合には、直ちに学長へ報告し、被告発者に通知する。
 - 4 本調査委員会は、再調査が開始された日から起算し概ね50日以内に不服申立てに係る認定の全部または一部を取り消すか否かを決定し、直ちに学長に報告する。

学長は再調査結果を速やかに被告発者に通知しなければならない。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、その機関に対して当該調査結果を通知するものとする。

- 5 学長は、不正行為に関する不服申立てがあったときは、告発者に通知し、併せて配分機関及び文部科学省に報告する。また、不服申立て却下及び再調査開始の決定をしたとき、再調査の結果が決定したときも同様とする。

(悪意に基づく告発認定に対する不服申立て)

第14条 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条1項に準拠し不服申立てをすることができる。

- 2 前項に係る不服申立ての審査は、不服申立てを行った日から起算して30日以内に本調査委員会が再調査を行い、その結果を速やかに学長に報告する。
- 3 学長は、告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知し、併せて配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第15条 学長は、本調査委員会において不正行為が行われたとの認定または悪意に基づく告発と認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項により公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属及び不正の内容並びに本学が公表までに行った措置の内容、委員会委員の氏名・所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 3 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係わる公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏えいした場合は、不正行為が行われていなかったことを含め、必要な事項を公表する。
- 4 告発が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名等を含め、必要な事項を公表する。

(個人情報の保護)

第16条 個人を特定できる資料・情報・データ等の扱いについては、本法人の個人情報の保護に関する規定に従うものとする。

(研究成果公表)

第17条 研究成果の公表と社会への還元は、適切な方法により行わなければならない。

- 2 研究成果の公表には、各研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを遵守し、次の各号に留意しなければならない。
 - 一 データや論拠の信頼性の確保
 - 二 他者の研究成果の引用は、ルールに従い明示

三 本学の紀要掲載論文をインターネット上に全文公開する際には、教務委員会が求める留意事項を遵守すること。

(他者の業績評価・検証)

第18条 研究者が、他者の研究業績の評価・検証に関わるときは、評価基準・審査要綱等に従い、公正に評価しなくてはならない。

2 前項の研究者は、他者の業績評価・検証に際し、知り得た秘密情報を利用したり、漏らしてはならない。

(担当窓口)

第19条 本学は、学内外からの研究倫理に関する事項について苦情、相談、情報提供の要請等を受付けるものとする。

2 前項の事務の窓口は、事務局総務課とする。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年8月18日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。